

## 飲食店への協力金の単価（1日当たり）

（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱 抜粋）

**表 5-1（認証店）**

売上高方式	1日当たり飲食業売上高が83,333円以下の場合	25,000円
	1日当たり飲食業売上高が83,333円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.3（千円未満切上）
	1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	75,000円
売上高減少額方式	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超え、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4又は1日当たり飲食業売上高×0.3のいずれか低い額（千円未満切上）
	1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円又は1日当たり飲食業売上高×0.3のいずれか低い額

（※）ただし、都道府県知事の要請等に基づき、認証店が20時まで（酒類の提供禁止）の営業時間短縮を行う場合、表5-1の単価に代えて、表5-2の単価を適用することを可能とする。

**表 5-2（非認証店）**

売上高方式	1日当たり飲食業売上高が75,000円以下の場合	30,000円
	1日当たり飲食業売上高が75,000円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.4（千円未満切上）
	1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	100,000円
売上高減少額方式	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超え、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4（千円未満切上）
	1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円